

中小企業組合士になろう ～事務局機能の強化は人材育成から～

中小企業組合士制度は、事業協同組合等の連携組織をサポートする、唯一の資格制度です。より高度な組合運営の実現を目指すもよし、後進育成を視野に挑戦するもよし、組合役職員は、組合士資格を取得し、組合内の“知恵者”として、組合員が信頼・納得の共同事業をプロデュースして下さい。

□ 組合のあしたを拓く組合士

中小企業は今なお景気回復が実感されないまま、コンプライアンスの充実、地球環境問題への対応等、取り組まなければならない新たな問題も発生し、今までにも増して厳しい状況に置かれています。

このような状況下で、中小企業が諸課題に対応し持続的発展を実現するには、これまで以上に中小企業組合等の連携組織を活用して新たな活路を見出していくことが重要です。また、平成19年4月の改正中小企業等協同組合法等の施行は、組合にも一層のガバナンス向上を求めており、これらの諸問題に的確に対応できる優秀な人材の養成は不可欠となっています。

「中小企業組合士」とは、全国中央会が実施する中小企業組合検定試験に合格し、一定の実務経験を積んだ方に与えられる称号です。組合等中小企業の連携組織の運営をするために必要な基礎的・実務的知識を有することが認められた組合運営のエキスペートとしての資格になります。

組合の実務を担う職員の方々のスキルアップはもちろん、企業のみならず組合においても社会的責任が求められている昨今、組合を運営する役員の方々にとっても、中小企業組合士資格の取得は組合及び組合員の発展のために、きわめて有効であるといえます。

□ 組合士制度とは

中小企業組合士制度は、事業協同組合をはじめとする中小企業組合等に携わられている方々の能力と資質の向上を図ることにより、中小企業組合の運営強化・円滑化を図ることを目指して、昭和49年度から全国的な実施を開始いたしました。（中小企業等協同組合法施行20周年を機に、東京都中央会が昭和44年に創設、その後、昭和49年に全国中央会に移管されて全国制度となりました。）

現在、全国で3,422名（内千葉県87名、平成21年6月1日現在）の中小企業組合士が登録されており、その活躍のステージは組合だけにとどまらず、商工組合中央金庫などの関係機関等にも広がっています。

また、31都道府県に中小企業組合士会（組合士協会）が設立され、組合士同士の横のつながりによる情報交換や研修会等を活発に行っているほか、これら各中小企業組合士会で組織する全国中小企業組合士協会連合会も設立されています。

□ 今、事務局に組合士が求められている

「法律が改正されたようだが、どこが変わったのかよくわからない」「届出事項に詳しい人がいないので、つい遅れてしまう」「組合運営に詳しい者がいないため、事務が滞りがちになる」「組合特有の会計処理がよくわからない」…組合でこのようなお悩みはありませんか。

中小企業組合等に関連する法令や日々の組織運営に必要とされる情報等は時代とともに変わります。中小企業組合の根拠法である中小企業等協同組合法は、平成18年度、平成19年度と相次いで大改正が行われましたが、これにより中小企業組合は組織の統治機能の強化・充実が求められることとなりました。この法改正に的確に対応していくことは、中小企業組合が果たすべき社会的責任であると言っても過言ではありません。また、様々な課題や要請に応じていくためには、共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、そのためには組合運営の知識を備えること、すなわち、中小企業組合検定試験によってその能力が認められている組合士を事務局に設置することが一つの近道であるといえます。

□あなたの組合の組合士は誰ですか

中小企業組合士資格は、中小企業組合で働く方々、或いはこれから働こうとする方々が自信と誇りを持って職務を遂行できるよう、全国中小企業団体中央会が、専門的知識について試験（中小企業組合検定試験）を行い、これに合格し、かつ3年以上の実務経験がある人に与えられる、組合運営のエキスパートとしての資格です。組合士合格に向けてぜひチャレンジして下さい！

□組合士の活動

今、組合を中心とする中小企業の連携組織は、地域の灯台として様々な活動を展開しています。そのような中で、「中小企業組合士」の職務は、その専門性を活かし、中小企業の連携組織を通じて組合員の企業活動をサポートすることはもちろん、産学官連携・組合間連携など、様々なコーディネート活動をリードしています。

□中小企業組合検定試験

中小企業組合検定試験は、昭和49年から中小企業庁の後援を得て実施しています。

■試験科目

「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目

■試験日

毎年12月の第1日曜日（平成22年度は12月5日実施予定）

■合格発表

試験日の翌年3月1日（土・日・祝日の場合は翌日または翌々日）

■組合士の認定

試験科目の全てに合格し、かつ中小企業組合等で3年以上の実務経験があれば組合士として認定され、認定証書、組合士証、組合士章（バッジ）が授与されます。

★受験願書は7月上旬から千葉県中央会で配布しております。お気軽にお問合わせ下さい。

□中小企業組合士養成講習会（組合運営実務講習会）をご活用下さい

千葉県中央会では、中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を毎年開催しています。この講習会は、組合実務の専門家である「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12月5日（日）実施予定の「中小企業組合検定試験」に向けた受験対策にも適しています。組合運営に携わる役員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、ぜひ多数の方が受講されますようご案内申し上げます。（講習会の概要については下記のとおり。）なお、今年度の講習会の開催時期は秋ごろを予定しています。詳細につきましては、別途事前にお送りいたします開催案内をご確認下さい。

■組合制度

中小企業論・中小企業組合論及び組合制度（制度史）について説明し、その後、団体法、商店街振興組合法、中小企業等協同組合法の概要等について講義等を行います。

■組合会計

組合特有の特殊な会計処理について解説し、企業会計には登場しない特殊な勘定科目、仕訳、計算方法などについて理解を深めるとともに、協同組合会計における会計処理感覚を養うことを主眼に講義等を行います。

■組合運営

組合の事務管理から組合運営、経済事業全般（各種共同事業に関する仕組みや運営方法、官公需共同受注事業等）について説明を行うとともに、組合運営にとって重要な中小企業施策、さらには、労務管理・労働法に関する講義等を行います。

◎組合士制度、組合士検定試験等についてのお問合せは本会経営支援部 担当（池澤）まで
経営支援部 Tel：043-306-3282